

令和8年度
商店街チャレンジ戦略支援事業
総合マニュアル
<一問一答版>

【資料番号3】実績報告書作成マニュアル<図解版>と
あわせてご活用ください。

〈お問い合わせ先〉

大田区 産業経済部 産業振興課 産業振興担当（商業）
〒144-0035 大田区南蒲田一丁目 20 番 20 号 大田区産業プラザ PiO
電話 03-5744-1373 FAX 03-6424-8233
E-mail : shogyo@city.ota.tokyo.jp

本資料は、ここからダウンロードできます



この「総合マニュアル」は、商店街チャレンジ戦略支援事業のイベント事業・活性化事業の具体的な補助対象等について、一問一答形式で解説しています。

（※地域連携型商店街事業費補助金については、補助対象等の取扱いが一部異なります。

詳しくは、産業振興課へお問合せください。）

広く制度をご案内するため設問数が多くなっています。
上記二次元コード等から大田区ホームページに掲載の
同資料P D F版にて、検索機能等をご活用のうえ、
ご覧いただくことを推奨します。

（※エクセル版が必要な商店会は、大田区産業振興課まで
ご連絡ください。）

< 補助事業全般 >

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
1	補助対象者について	区内の商店会は申請可能か。	団体届及び添付書類（会則または規約、役員および構成員名簿、最寄り駅からの配置がわかる位置図、直近12か月の決算書類）を届出た区内商店会が申請可能です。	1	
2	補助対象者について	商店会の連合会は申請可能か。	商店街振興組合法又は中小企業等協同組合法により設立された商店会の連合会、あるいは、大田区商店街連合会は対象です。 その他の連合会（地域ごとに組織された連合会等）は対象外です。		
3	補助対象者について	業種別組合等は申請可能か。	本補助金は業種別振興を目的としていないため対象外です。		
4	補助対象者について	大型寄合店は申請可能か。	大型店が会員として商店会事業に参加することは可能です。ただし、大型寄合店が補助金の申請者にはなれません。		
5	補助対象となる事業	どのような事業が補助対象か。	商店会が主体的に実施し、商店会の活性化が期待できる事業が対象です。具体的な事例は「大田区商店街支援事業の案内」をご覧ください。	2~14	
6	補助対象となる事業	申請できる事業数に上限はあるか。	1か年度あたりの申請可能数は、次のとおりです。 • イベント事業・・・主催のみの場合は2事業まで。共催を実施する場合は、主催、共催合わせて3事業まで。 • 活性化事業（多言語対応事業、キャッシュレス対応事業を含む）・・・1事業まで • こども応援事業・・・1事業まで • 組織活力向上支援事業・・・1事業まで（法人会のみ） • 地域連携型商店街事業・・・1事業まで	2~14	
7	補助対象となる事業	小額支援事業はどのような商店会が申請できるのか。	これまで商店会活動を実施できなかった商店会が活動再開のきっかけとして利用し、活動を軌道に乗せるまでの利用を想定しています。 補助率は8/9、補助限度額は88万8千円です。	3、9	
8	補助対象となる事業	小額支援事業には要件があるか。	申請の条件は、次の2つです。 ①直近2年間、商店街チャレンジ戦略支援事業補助金及び東京都政策課題対応型商店街事業の申請をしていないこと。 ②防災や環境等のテーマを設定し事業を開催すること。 なお、2か年にわたり同一内容の申請が可能ですが、3年目以降は、通常のイベント事業で申請してください。	3、9	
9	補助対象となる事業	小額支援事業は、活性化事業も対象か。	イベント事業、活性化事業が対象です。	3、9	
10	補助対象となる事業	事業を実施する時期は商店会が決めてよいのか。	4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施した事業が補助の対象です。 4月より前の周知や物品を発注・購入する経費は対象外となりますので、ご注意ください。		

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
11	補助対象となる事業	年度がまたがる事業は補助対象となるか。	年度をまたがる事業の実施は認められていません。		
12	補助対象となる事業	100万円以上の経費については、複数見積が必要か。	100万円以上の経費は、3社以上の見積書を添付してください。 ただし、出演料等において、特定の出演者への依頼をかけられるのが所属事務所1者のみである等、合理的な理由があればこの限りではありません。	2~14	21、23
13	領収書について	領収書は原本を提出する必要があるか。	写しを提出してください。原本は5年間の保管をお願いします。		5、6
14	領収書について	領収書の代わりに請求書等の写しを提出してもよいか。	領収書は、次の提出方法があります。 ①領収書（内訳がわかるもの） ②レシート（あて名・但書が記載されたもの） ③請求書+銀行振込控 ※地域連携型事業で支払い先から領収書が取得できない場合 ①口座振込控え（現金振込不可）、②預金通帳の写し（会名及び振込額が分かるもの）、③明細が分かる資料（請求書等）を添付することで領収書の代用可。 インターネット取引等で領収書が発行されないことが事業者の約款等で明示されている場合は約款等の写しの提出が必要。		5、6
15	領収書について	領収書のあて名は、商店会名でよいか。	あて名は、商店会の正式名称としてください。 略称や愛称、不正確な表記は不可です。		5、6
16	領収書について	但書はどのように記載すればよいか。	補助事業にかかる経費であることがわかるように、正式事業名や経費名称を記載してください。 内訳が別紙の場合は「別紙内訳のとおり」等、領収書と内訳書が紐づけられる様にしてください。 (例) 夏祭り 景品購入費 (タオル代@100×100個) (例) 装飾灯建替え事業		5、6
17	領収書について	内訳はどのように記載すればよいか。	品名、単価、数量等の詳細を記載してください。		5、6
18	領収書について	但書に内訳が書き切れません。	購入内容が多く但書に内訳が書き切れない場合は、請求書など内訳のわかる書類を提出してください。 ただし、但書には事業名や商店会名、「別紙内訳のとおり」等の記載をし、紐づけるようにしてください。		5、6
19	領収書について	抽選会の景品等を会員から購入してよいか。	会員から物品を購入、委託する場合は、生業者に限ります。 なお、会員外であっても、生業者から調達してください。		19
20	領収書について	収入印紙の貼付は必要か。	税抜5万円以上の紙の領収書に必要です。大田区内共通商品券の購入の場合は、金額問わず不要です。		5、6
21	領収書について	クレジットカードで支払った場合は、補助の対象か。	クレジットカードの支払いは原則不可です。やむを得ず使用した場合は、付与されたポイントを差し引きます。 ポイントの明細が提出できない場合は、該当の経費が対象外となります。引き落とし日は当該年度内（3月31日まで）である必要があります。		20

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
22	領収書について	ポイント等で支払った場合は、補助の対象か。	ポイント等で支払った場合は、支払ったポイント分が対象外です。 また、ポイントカードでポイントを取得する行為は、補助金を利用した反射的利益の享受にあたりますので、利用しないでください。ポイントを取得した場合は、補助対象経費から差し引きます。取得したポイント分が不明な場合は当該経費が対象外となります。		20
23	領収書について	1つの経費に100万円以上かかった。見積書は必要か。	100万円以上の支払の場合は、事前に3社以上から取得した見積書を提出してください。		21、23
24	事業年度中の変更の取扱い	交付決定を受けた事業の内容変更、あるいは、中止は可能か。	＜イベント事業＞＜活性化事業＞の変更・中止にかかる設問をご確認ください。		
25	事業年度中の変更の取扱い	事業を申請した後に、商店会名・申請代表者を変更した。手続きはあるか。	「変更等承認申請書（様式番号23）」及び「商業関係団体届出事項変更届出書」にて、商店会名変更の旨を届けてください。		
26	事業年度中の変更の取扱い	商店会の合併があり、交付決定を受けた商店会とは別の名称となる。	合併や統合により別組織となった場合でも、街区、資産、会員に連続性があること、変更前の商店会の決算書類が揃っていることを条件に、引き続き補助対象とします。		
27	事業年度中の変更の取扱い	商店会が分離したため、交付決定を受けた商店会とは別の名称となる。	分離前の商店会の決算書類が揃っているうえで判断します。産業振興課へご相談ください。		
28	各種法令 (振興組合法・協同組合法)	振興組合、または協同組合において、理事に発注する場合の注意点はあるか。	商店会から理事個人や理事店舗に発注をする場合、理事会において説明を行い、理事会による承認を受ける必要があります。発注先の理事は承認する際の議決に加わることができませんのでご注意ください。 イベントにおける景品購入や会場設営への発注、活性化事業の契約相手等となる場合がありますので、理事会の承認を受け、議事録を作成するようにしてください。		

< イベント事業 >

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店会支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
29	補助対象となる事業	補助事業としてイベントを実施する場合、事前周知が必要になるが、注意点はあるか。	周知物には正式な事業名、商店会名、景表法にかかる内容、イベントのコンテンツをご記載ください。 あらかじめ不特定多数に対して周知物（チラシ・ポスター等）で周知した内容が補助対象となります。未周知で行われたコンテンツは対象外となりますのでご注意ください。 なお、会員制SNS（X、Instagram、Threads）などの周知は、不特定多数に向けた周知といい難いため、活用される際はあわせてご注意ください。		
30	補助対象となる事業	3か月間行うイベントを考えている。実施期間について問題ないか。	「継続する期間に行われる事業」が補助の対象です。数か月間に渡り実施する商店会事業は、実施内容に連続性があることが補助対象の要件となりますので、産業振興課までご相談ください。		

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
31	補助対象となる事業	1か月の間に抽選会を2回実施する。一つの事業として申請可能か。	「連續する期間に行われる事業」が補助の対象です。一定の連續する期間内の同一イベントも含まれます。		
32	補助対象となる事業	同時に2つの事業を実施することは問題ないか。	同一商店会が行うイベント事業は、共催事業を含め重複しないことが適切だと考えます。ただし、事業効果等を明確に分けることができれば、この限りではありません。		
33	補助対象となる事業	同一名称のイベントを春と秋に2回実施する。同一名称での申請は問題ないか。	問題ありません。ただし、事業名に付番したり開催時期を明記するなど、2つの事業を区別してください。		
34	補助対象となる事業	周知物の作成のみを行う事業は対象となるか。	周知物（チラシ・ポスター・ガイドブック・フラッグ等）の作成のみを行う事業は対象外です。	2	
35	補助対象となる事業	イルミネーションや季節装飾のみを実施する事業は対象となるか。①	イベント性があることを鑑み、商店会自らが企画運営に携わることを条件に補助対象となります。		
36	補助対象となる事業	イルミネーションや季節装飾のみを実施する事業は対象となるか。②	商店会の主体性を確認するため、総事業費の50%以上がイルミネーションや季節装飾にかかる費用の場合は、商店会自らが企画運営したことがわかる書類（企画書、議事録等）をご提出ください。	20	
37	補助対象となる事業	イルミネーション事業における補助対象経費は何か。	主に以下の経費が対象となります。 ・イルミネーション電飾の購入(要備品台帳登録) ・イルミネーション電飾のレンタル ・イルミネーションの設置・撤去 ・イルミネーションの電気代（臨時電灯等で、イルミネーションのみにかかる電気代と明確に分かる場合）	3	
38	補助対象となる事業	イルミネーション事業における注意点はあるか。	事業実施1か月前を目安に、道路管理者まで事前にご相談ください。設置箇所や点灯時間等に条件がある場合があります。 また、道路占用許可や道路使用許可の取得など適切にご対応ください。1か月前を目安に道路管理者にご相談ください。		
39	補助対象となる事業	季節装飾とは具体的に何が該当するか。	桜、七夕、紅葉、雪の装飾等、季節にちなんだ装飾が該当します。検討・実施にあたっては産業振興課までご相談ください。		
40	補助対象となる事業	事業の一部を委託する事業は対象となるか。	当補助金は、商店会が主体的に実施する事業を補助するものです。したがって、商店会の主体性を確認するため、総事業費の50%以上を1社の委託費が占める場合、又は、委託費に複数の経費（例：広告物製作費とステージ設営費）が含まれる場合は、商店会自らが企画運営したことかわかる書類（企画書、議事録等）をご提出ください。	20	
41	補助対象となる事業	交付決定を受けたイベントを中止することは可能か。	可能です。「変更等承認申請書（様式番号23）」を提出し、中止の旨を申し出てください。		
42	補助対象となる事業	交付決定を受けたイベントの一部を中止することは可能か。	可能です。イベントを構成する要素（期間中のセール、抽選会や模擬店開催、記念品配布）が一つでも実施されていれば「一部中止」とします。	21	
43	補助対象となる事業	悪天候によりイベント当日に、一部中止を決定した。	イベント途中に一部中止となった場合、速やかに（土日開催の場合は、翌開庁日の始業後すぐ）産業振興課へ連絡してください。変更申請が必要かどうか判断します。	21	

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
44	補助対象となる事業	交付決定を受けたイベントの内容を変更することは可能か。	大幅な変更は認められません。事業目的や効果が変わらない範囲で、事業名や内容の変更は認められる場合があります。必ず事業実施前に、産業振興課へご相談ください。		7
45	補助対象となる事業	交付決定を受けたイベントの実施時期を変更することは可能か。	実施時期が3か月を超えて変更となる場合は、「変更等承認申請書（様式番号23）」に、具体的な変更内容を記載し、当初の実施時期より前に、提出してください。		7
46	補助対象となる事業	オンラインツールを活用したイベントは実施可能か。	以下の2点を、満たす場合は補助対象となります。 ①来街促進となるオンライン事業（例：配信動画内のキーワードを商店会店舗で言うと特典がある等） ②期間限定である場合		
47	共催の扱い	商店会等以外の団体等との共催は対象か。	実施主体に商店会等以外の団体(町会、自治会等)が含まれる場合は対象外です。 商店会等が主催するイベント事業に、地域の団体等が参加することは可能ですが、補助対象となるのは商店会が負担した経費のみです。		
48	共催の扱い	実行委員会を設置して事業を実施することは可能か。	可能です。実行委員会の構成員は商店会等に限ります。		
49	共催の扱い	補助額に上限はあるか。	2会以上の共催の場合は、補助上限額が1200万円となります。 景品購入費の補助対象経費上限額は180万円となります。 <u>記念品購入費の補助対象経費上限額は100万円となります。</u>	2	
50	共催の扱い	補助率に変わりないか。	補助率は単会が実施する事業と同じです。		
51	共催の扱い	それぞれの会の補助交付額はどのように算定されるのか。	負担割合に応じて各商店会の補助対象経費を算出したのち、これに補助率を乗じて補助交付額を算定します。 ただし、地域連携型の場合はチャレ戦とは異なり、補助対象経費の総額に補助率を乗じて補助交付額を算定します。		
52	共催の扱い	交付申請に添付が必要な書類は何か。	①補助金交付にかかる手続きを代表商店会が行うこととする協定書（様式自由） ②代表商店会を申請者とする申請書1通+経費の負担割合を記載した経費負担按分表（様式番号16）	2	
53	共催の扱い	実績報告に添付が必要な書類は何か。	代表商店会が作成した実績報告書1通+経費の負担割合を記載した経費負担按分表（様式番号16）を提出してください。	2	
54	共催の扱い	経費の負担割合が、10:0でも共催としてよいか。	負担額が0円となることは想定していません。又、経費負担割合は原則等分です。そうでない場合は、合理的な理由を添えて経費按分表を提出してください。	2	
55	共催の扱い	交付申請時と実績報告時に負担割合を変更してもよいか。	変更することは原則不可です。変更となる場合は、実績報告時に理由を添えて経費按分表を提出してください。	2	

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
56	共催の扱い	実行委員会を組織する場合、会計処理はどのように行えばよいのか。	共催により事業を実施する場合は、次の3通りが考えられます。 ①実行委員会を組織し、実行委員会が経理処理を行う ②実行委員会を組織し事業を企画運営するが、各商店会または代表商店会が経理処理を行う ③実行委員会を組織せず、各商店会または代表商店会が経理処理を行う このうち、①は事実上商店会とは異なる団体が事業を実施し、経理処理を行うことになるため、実行委員会が補助対象者である商店会により適切に運営され、且つ経理処理が行われていることを確認するため、実行委員会の会則、名簿、及び実行委員会の収支報告書類を提出してください。		21
57	共催の扱い	交付される補助金は代表商店会の口座に振込まれるのか。	代表商店会の口座に振込みます。その後、代表商店会と共催先の商店会の間で経費負担割合に基づいて適切な授受をしてください。 なお、各会が授受した補助金や計上した経費は会ごとの決算書類に適切に計上してください。		
58	周知費	どのような経費が周知費として補助の対象となるか。	イベントを告知するために要した費用が対象です。以下は例示です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター・チラシの作成費、フラッグ・のぼり旗・横断幕の製作費 ・イベント告知専用HP・SNS制作費 ・新聞折込・ポスティング ・雑誌、Web等への広告（プレスリリース含む）掲載料 ・抽選券・福引券等の作成費 <p>判断に迷うものは、産業振興課へご相談ください。</p> <p><u>なお、周知費の補助対象経費上限額は100万円となります。（共催の場合も同様）</u></p>		3
59	周知費	周知物に必ず掲載しなければならないことはあるか。	交付決定を受けた商店会の正式名称・イベント事業名は必ず記載してください。 又、景品や記念品を配布する場合は、周知物に掲載することにより必ず事前周知してください。		7
60	周知費	周知物に商店会の愛称を記載しても良いか。	愛称のみの記載は原則不可です。商店会の正式名称と併記することは可能です。 例外として、フラッグ等の記載内容が面積的に制限される周知媒体については、愛称のみの記載でも補助対象とします。		
61	周知費	交付決定を受けたイベント事業名は「中元売出し」だが、ポスターには「中元大売出しセール」と記載した。補助対象として認められるか。	軽微な変更であれば認められる余地はありますが、交付決定した事業名を記載するようにしてください。 事業名を変更する場合は、変更の申請を行い承認される必要があります。軽微な変更の場合は、この申請が不要な場合もあります。必ず事業実施前に、産業振興課までご相談ください。 例）交付決定を受けた事業名→「中元売出し」 ポスターに記載した事業名→「中元大売出しセール」 申請が必要な場合は、「大田区商店会チャレンジ戦略支援事業変更等承認申請書」（様式番号23）を提出し、事業目的及び事業内容に変更がなく、事業名を変更したことを理由を添えて申し出てください。		7
62	周知費	周知物にはイベントと無関係な内容を掲載してもよいか。	イベントに関係のないことは原則掲載できません。 周知物の制作費が対象外となる可能性があるのでご注意ください。		7

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
63	周知費	同時期に行う商店会が主催する別イベントを掲載してしまいました。補助の対象外となるか。	限定的に以下にあてはまる場合は、対象とします。 ・当該商店会が実施する事業であること ・周知物の面積1/10以下であること 面積1/10を超えた場合は、面積按分で一部対象とすることはせず、作成費すべてが対象外となります。		
64	周知費	商店会公式SNSアカウントやHPへの誘導のため、QRコードをチラシに掲載することは可能か。	【事業の告知をSNSアカウント等で行わない場合】 商店会事業掲載の一環として印刷面積の1/10以内であれば掲載可能です。 【事業の告知をSNSアカウント等で行う場合】 印刷面積の1/10を超えて掲載可能です。 なお、商店会以外の団体・企業等のSNSアカウント・HPへの誘導は、イベントに無関係な周知となりますのでご注意ください。		
65	周知費	広告料を受けた企業の名前は掲載してよいか。	協賛金や広告料等を受けた団体等の情報については掲載可能です。ただし、収益計上が必要です。		7
66	周知費	人的協力や場所の無償貸与を受けた。自治会や企業名を周知物に記載するにはどうしたら良いか。	「協力」として掲載をお願いします。 例 「協力：●●自治会」 なお、「協賛」は金銭提供の意義が含まれるため、金銭の授受が無い場合は使用をお控えください。		
67	周知費	地域団体が実施するイベントのポスターへ、商店会名、イベント事業名を掲載した。掲載料は当該イベントの周知費として計上してよいか。	広告掲載料は対象となりますので、広告の体裁をなしていない（事業名、実施期間、商店会名等の記載があること）ものは対象です。ただし、商店会名のみの掲載は、商店会の経常的なPRにしかなり得ないため、当該イベントの経費としては対象外となります。		7
68	周知費	個店で使える割引券（クーポン券）を掲載したチラシやパンフレットを作成した場合は対象となるか。	「個店の割引」が当該イベントの構成要素となっていること（中元セール等）を要件に、割引券を掲載したチラシやパンフレットの作成及び配布経費が対象となります。 割り引いた金額相当は補助の対象外です。		
69	周知費	作成した抽選券が余った。抽選券の製作費はすべて補助の対象となるか。	「使用されなかったもの」は補助の対象となりません。よって、作成した抽選券が配布されず余った場合は、余った枚数の作成費は対象外となります。		19
70	周知費	景品として用意した金券が、当選者が出ずに残った。金券制作費はすべて補助の対象となるか。	「使用されなかったもの」は補助の対象とならないことから、当選者が出ずに残った金券の制作費は対象外です。		19
71	周知費	周知物は現物を提出する必要があるか。	原則、現物を提出してください。大きいもので提出が困難な場合は、掲示の様子がわかる写真を提出してください。デザインデータや、記載内容が読み取れないなど詳細がわからない写真は不可です。		7
72	周知費	ホームページを活用して周知した経費は対象となるか。	イベント専用のホームページの新設・更新、又はSNSアカウントの立ち上げ・更新にかかる費用が対象です。 イベント専用とは、ドメイン名（イベント名.com）あるいはアカウント名がイベント名等であり、限定的に制作したことことがわかり、既存の商店会ホームページ又はアカウントの表示とは異なる形でページが出現するものをいいます。		7
73	周知費	商店会のホームページに、イベントの掲載を追加しました。	既存の商店会ホームページ又はSNSアカウントを更新しイベント周知を掲載した費用については、経常的な経費と判断し対象外となります。		7
74	周知費	サーバーレンタル費を年間契約しました。補助の対象になるか。	イベント専用のホームページのためのサーバーであり、且つ、ホームページ公開日からイベント終了日までのレンタル費が補助の対象です。		7

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
75	周知費	動画で周知を行う際の注意点はあるか。	<p>以下の点に注意して制作、周知をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画のタイトルや動画内容中に商店会名、正式事業名が記載されているか。 ・来街促進となる内容になっているか（動画中のキーワードをイベント参加店で言うと特典がある等） ・個店のPR動画にならないか（商店会のイベント事業で制作したと言えるか）。 ・期間限定の内容となっているか（年間通じてはNG、特典の有効期間やイベント限定である旨等を示すこと）。 ・商店会のアカウント又はイベント専用のアカウントで制作されているか。 ・動画を配信する媒体が適切か（原則は、商店会HP・イベント専用HPやSNSでの公開）。 ・提出物は動画データ（DVD等）と、動画のサムネイルをカラー印刷したもの。 		
76	周知費	周知物が余り、デザイン費が計上されている場合、対象外経費はどのように算出するのか。	印刷物の作成は、デザイン、版、印刷がそれぞれ必要な構成要素になっているため、デザイン等を含む合計額から作成した枚数を割り返して1枚当たりの単価を出し、使用しなかった枚数分を補助対象外経費とします。		
77	周知費	周知物が余り、進捗管理費等が計上されている場合、対象外経費はどのように算出するのか。	<p>発注内容に応じて判断しますが、原則は次のとおりです。</p> <p>●周知物のみにかかる進捗管理費の場合 金額から按分して対象外を計算します。 例：ポスター、チラシ、商品券を制作し、進捗管理費を計上し、商品券が余った場合は、余った商品券分の経費から按分して、進捗管理費を対象外とします。</p> <p>●周知物以外にもかかる進捗管理費の場合 周知物以外にも会場設営費等にもまたがる委託の場合等、進捗管理費が周知物以外の経費と一体不可分とみなせる場合は対象外としません。</p>		
78	周知費	イベントの周知に向けたイベント専用のSNSアカウントの開設・運用費用は補助対象となるか。	<p>主な補助対象経費、対象外経費は次のとおりです。細かい留意事項がありますので、産業振興課に事前にご相談ください。</p> <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント専用アカウントの開設・運用経費 ・発信内容に関する文章の考案、投稿日時の選定、投稿用の画像編集などSNSの運用に関する専門的なサポートを受けた場合の経費 ・商店会関係者以外の発信力を有する者（いわゆるインフルエンサー等）に、イベント情報の周知を依頼した場合に要する経費 <p>【補助対象外経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店会アカウントの開設・運用にかかる経費 ・副業者への依頼にかかる経費 ・民間のマッチングサービスを受けた場合、そのサービスにかかる経費 		

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
79	周知費	イベント当日の様子を配信し、次年度の集客に繋げる場合、補助対象となるか。	<p>次の要件を満たせば補助対象となりますが、対象外経費にご留意ください。</p> <p>①当該イベント事業の集客・広報を目的としていること（会の記録用、会の恒常的なPR用はNG） ②動画をイベント専用のSNS・HPまたは既存の商店会の公式SNS・HP・YouTube等に公開・配信すること。 ③実績報告時に動画データと公開・配信したことが分かる資料を提出すること。</p> <p>【補助対象経費】 • 動画の撮影・編集を委託した場合、その委託費用 • 撮影・編集した動画をイベント専用SNS・HPへアップロード経費 • 商店会で撮影を行う場合、動画撮影用カメラのレンタル費用（イベント開催日の前後1日までの期間のみ） • 商店会で動画を編集する場合、動画編集用ソフトのサブスクリプション費用（イベント開催期間を含み、イベント終了日の翌日から2週間まで）</p> <p>【補助対象外経費】 • カメラ、編集ソフト等の購入費 • 恒常的な商店会のPR動画の撮影・編集の経費 • 撮影編集した動画の商店会SNS・HPへのアップロード経費</p>		
80	会場設営費	どのような経費が会場設営費として補助の対象となるか。	<p>以下は例示です。</p> <ul style="list-style-type: none"> • イベント企画、運営、会場警備の委託に要する経費 • イベント会場の賃借料 • 会場内の案内掲示物等の作成費 • 舞台設営、電気工事、装飾取付・撤去、音響設備等にかかる経費 • 机、イス、テント等のレンタル費 • 会場設営のための備品レンタル、購入費 • 模擬店の食材、包材の購入費 • 必要な機器、機材等のレンタル費等 <p>判断に迷うものは、産業振興課へご相談ください。</p>		3
81	会場設営費	具体的な品目で教えてほしい。	<p>以下は例示です。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ステージ、テント、やぐら、仮設トイレの設営・撤去費用 • 電気配線、照明取付・撤去工事費用 • 音響機材・会場機器（トランシーバ等）レンタル費用 • テーブル・イス・テントレンタル費用 • 模擬店等で使用するゲーム機材のレンタル費 • ロープ、ねじ、釘、結束バンド、角材等の模擬店設営資材費 • 横断幕・フラッグ取付・撤去費用 • 提灯、サンタ人形、イルミネーション、笹、しだれ、万国旗、門松、花鉢等の会場装飾品購入・設営・撤去費用 • 会場警備委託費 • のぼり旗竿、ブルーシート、ゲージ、カラーコーン、金魚すくい水槽、ビニールプール、桶等の備品購入・レンタル費用 • 会場賃借料、控室・景品保管賃借料、駐車場代 • 模擬店食材、包材、燃料購入費用 • 発電機レンタル費用、燃料用ガソリン等費用 • 会場装飾に必要な電気代、臨時電灯料 • 迂回案内・通行止め立て看板、出玉表・景品一覧表等の会場内掲示物の製作費用 <p>判断に迷うもの、備品を購入する場合は、産業振興課へご相談ください。</p>		3
82	会場設営費	実績報告に必要な添付書類は何か。	設営状況がわかる写真（設営・工事・撤去風景、購入物やレンタル品を写した写真）を必ず提出してください。写真の提出がない場合、対象外になる可能性があります。 また、備品の場合は備品台帳を提出してください。		8

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
83	会場設営費	備品台帳とは何か。	事業実施に伴い購入した備品は、備品台帳を作成してください。 自前の備品を使用することで発生した経費を計上する場合（自前エプロンのクリーニング代、商店会が過去に制作したフラッグの取付費用など）も備品台帳を備えてください。 備品台帳の様式は任意のものか、様式番号40を活用してください。		19
84	会場設営費	会場設営及び当日運営を委託することは可能か。	イベント運営委託費は補助の対象です。1社の委託費が総事業費の50%以上を占める場合、又は、委託費に複数の経費（例：広告物制作費とステージ設営費）が含まれる場合は、商店会が主体的に企画したことがわかる企画書や議事録等の書類を実績報告時にご提出ください。又、委託事業者が作成した委託内容の詳細がわかる書類もご提出ください。なお、1件100万円以上の契約には3社以上の見積書の提出が必要です。		20
85	会場設営費	会員の店舗を抽選会場として賃借しました。賃借料は補助対象となるか。	商店会の生業（レンタルスペース等）ではない会員や生計を同一にする親族から借り上げた場合は対象外です。また、場所の活用のために民間駐車場等を時間借りした場合の経費は対象外です。 会員以外から賃借した場合、領収書と賃借した場所がわかる写真を提出してください。また、補助対象期間は、イベント（抽選）実施期間とその前後各1日です。		8
86	会場設営費	イベント備品を一時保管するための倉庫を賃借しました。対象となるか。	商店会の生業（レンタルスペース等）ではない会員や生計を同一にする親族から借り上げた場合は対象外です。会員以外から賃借した場合、領収書と賃借した場所がわかる写真を提出してください。また、補助対象期間は、イベント実施期間とその前後各1日です。		8
87	会場設営費	来街者用の駐車場を借りました。補助対象となるか。	イベントのための駐車場賃借料は対象となります。来街者向けの駐車場であることがわかる写真を提出してください。 出演者用の駐車場を借りた場合の賃借料は、出演者への謝礼に含まれるものと考えるため、対象外です。		
88	会場設営費	来街者が時間貸駐車場に駐車した場合の駐車代を商店会に請求された。補助の対象となるか。	駐車目的がイベントへの来街かどうか客観的に判断できないため、対象外となります。		
89	会場設営費	通行止めにしたことによる時間貸駐車場の営業補償は補助の対象となるか。	以下の要件を満たした場合に補助対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・その区間を通行止めにしなければならない特別な事情があること ・通行止めの期間が必要最小限であること ・駐車場の使用実績があること（来街者用ブースを設置していた等） <p>補助額は、看板等に記載してある料金表をもとに、通行止め時間に応じて算出します。</p>		8
90	会場設営費	イベントは週末の2日間で実施したが、準備を含めて3日間会場を賃借した。すべて対象となるか。	原則はイベント実施日のみが対象です。準備や撤去に時間をする特別な理由がある場合のみ、前日又は後日の各一日も対象とします。		8

番号	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
91	会場設営費	備品は補助の対象となるか。	<p>原則、汎用性の高い備品は対象外です。 事業実施に直接関係ないものや、使用実績のないものは対象外となります。 以下は例示です。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート、ゲージ、カラーコーン、ゲーム台資材等の会場設営備品 ・金魚すくい水槽、ビニールプール、桶、焼き台、焼き網等の模擬店等備品 ・抽選箱、抽選玉、抽選器等の抽選会備品 <p>【対象外】</p> <p>調理用具（まな板、包丁、お玉等） 事前に産業振興課へご相談ください。</p>		19
92	会場設営費	消耗品は補助の対象となるか。	<p>消耗品は原則すべて対象外です。 以下は対象外となる消耗品の一例です。判断に迷う場合は、産業振興課までご相談ください。</p> <p>【対象外例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文房具、電球、インク・トナー、テープ類、軍手、蚊取り線香等 <p>例えば、周知物を印刷する際のコピー用紙・模造紙や会場装飾に使用した折り紙・テープ類など、使用用途と使用量が明確で、使用したことがわかる写真が提出された場合は、対象となります。</p>		19
93	会場設営費	備品として抽選器を中古で購入しました。補助の対象となるか。	中古品の購入は差し支えありません。備品台帳に登載し、次年度以降も使用するのであれば、耐用年数等を考慮のうえ購入してください。		
94	会場設営費	備品である焼き台が故障したため修理を依頼しました。修理代は補助の対象となるか。	備品やレンタル品等の修理代は、経常的な経費と考えられるため対象外です。		
95	会場設営費	焼きそば200円と缶ジュース100円を販売する有料模擬店を実施します。模擬店にかかる経費は補助の対象となるか。	食材・包材購入費（数量の算定や、使いまわしの可否により経費の取扱が変わります。備品のレンタル費用等、必要な経費は対象となります。消耗品は対象外です。また、売り上げは収益報告してください。判断に迷う場合は事前にご相談ください）。		4
96	会場設営費	模擬店の売上は報告が必要か。	模擬店にかかる経費を計上する場合は、売上は全て売上証明書に記載し、報告してください。補助対象経費から差し引きます。		17
97	会場設営費	模擬店の材料費等を一切計上しない場合、売上は収益として報告する必要があるか。	模擬店開催にかかる一切の経費（食材費、包材費、備品購入費、テント・机等のレンタル費、人件費等）を計上しない場合、売上を報告する必要はありません。 但し、事業全体が明らかに営利目的とみなされる場合は、事業全体が対象外となる可能性がありますのでご注意ください。		17
98	会場設営費	模擬店の経費及び売上について、一部分だけ計上及び報告することは可能か。	例えば、収益があった提供物を除く等して、一部の経費のみを計上して収益を非計上とすることは認められません。 模擬店すべてにかかる経費を計上し売上を報告する場合、もしくは、模擬店にかかる全ての経費を計上せず売上も報告しない場合のいずれかが認められます。		17

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
99	会場設営費	商店会の飲食店がイベント時に模擬店を実施した。飲食店の模擬店に係る経費は計上して良いか。	商店会による開催ではなく、飲食店等の個店による模擬店の経費は対象外となります。その際の個店の売上は収益として報告する必要はありません。		
100	会場設営費	商店会の飲食店が模擬店を出店するためにイベント会場の一部を提供した。	イベント会場の一部を提供することは可能です。出店料を徴収する場合は、収益となりますので売上報告書を提出してください。		17
101	会場設営費	有料模擬店で缶ジュース300本を販売したうち、30本が売れ残った。補助の対象外か。	売れ残った30本の経費は対象外となります。缶ジュースのように、数量の算定が可能で、使いまわしができる提供物やゲーム景品等が売れ残った場合は対象外となります。 また、ソースせんべいの様に大容量の袋から小分けにして販売する場合、袋単位で売れ残った場合も対象外となります。 数量の算定が可能な提供物（フランクフルト等）で、調理前等で使いまわしが可能な状態で提供物が残った場合も対象外となります。		4
102	会場設営費	有料模擬店で焼きそば300食を用意したうち、30食が売れ残った。補助の対象外か。	300食にかかる経費を補助対象とし、売上額は補助対象経費より差し引きます。缶ジュース等とは異なり、数量の算定が困難、または、保管や転用が不可能な提供物については、売れ残りにかかる経費を対象外とはしません。ただし、明らかに過剰に仕入れたと判断した場合は、過剰分にかかる経費は対象外となります。		4
103	会場設営費	売出し期間中に会員店舗で「引換券」を配布し、イベント当日、「つかみ取り」と引き換えられる模擬店を実施した。	模擬店において現金や金券での取引が発生しない場合を「無料模擬店」とします。 野菜のつかみ取りの野菜、ヨーヨーすくいのヨーヨーのように既製品を使用し、用意する数量の算定が可能な提供物について、その仕入れにかかる経費は補助対象となります。会場設営費に計上してください。 ただし、残数や使いまわしが可能なもの（開封済をのぞく）は対象外となります。 無料の場合は事前に周知した個数以下の部分が補助対象となります。 模擬店実績表（様式番号44）の提出が必要となります。 ※補助事業上は会場設営費に計上しますが、景表法の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。		
104	会場設営費	売出し期間中に会員店舗で「引換券」を配布し、イベント当日、「焼きそば」と引き換えられる模擬店を実施した。	模擬店において現金や金券での取引が発生しない場合を「無料模擬店」とします。 焼きそばのように数量の算定が困難、且つ、保管や転用が不可能な提供物は、その食材、包材の購入費が対象であり、会場設営費に計上してください。 無料の場合は事前に周知した個数以下の部分が補助対象となります。 模擬店実績表（様式番号44）をご提出ください。 ※補助事業上は会場設営費に計上しますが、景表法の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。		4
105	会場設営費	売出し期間中に会員店舗で「引換券」を配布し、イベント当日、「缶ジュース」と引き換えられる模擬店を実施した。	模擬店において現金や金券での取引が発生しない場合を「無料模擬店」とします。 缶ジュースのように数量の算定が可能、且つ、保管や転用が可能な提供物は、その仕入等にかかる経費が対象であり、すべて引き換えられず残った場合は対象外となります。経費は記念品費に計上してください。 記念品は事前に周知した個数以下の部分が補助対象となります。 模擬店実績表（様式番号44）の提出が必要となります。		4

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
106	会場設営費	売出し期間中に会員店舗で「引換券」を配布し、イベント当日、「景品付ゲーム1回」と引き換えられる模擬店を実施した。	模擬店において現金や金券での取引が発生しない場合を「無料模擬店」とします。 景品付ゲームのように、三角くじ、bingo、ガラポン等を活用し、結果に応じて景品があたるゲームは景品購入費が補助対象となりますので、景品購入費へ計上してください。払われず残った景品は対象外となります。 模擬店実績表（様式番号44）の提出が必要となります。 無料の景品付きゲームは事前に周知した個数以下の部分が補助対象となります。 なお、有料の景品付きゲームは会場設営費となります。		4
107	会場設営費	イベントでプレミアム付き金券を販売した。補助対象となるか。	発売目的、利用可能場所又は利用期間等、実施内容によって補助対象・対象外の判断が異なります。具体的な実施内容を産業振興課にご相談ください。そのうえで判断いたします。		
108	会場設営費	イベントでプレミアム付き金券を販売した。経費はどのように算定するか。	経費の考え方方は次のとおりです。 ・換金経費は、換金経費×販売単価／チケット利用可能額で算出します。 ・印刷経費は、配布した分はすべて対象とみなします。 ・プレミアム分は対象外です。		
109	会場設営費	イベント期間中、商店会の個店で使用可能なプレミアム付き金券を販売した。売上報告は必要か。	売上報告は必要です。チケット販売額×販売数量を報告してください。		
110	会場設営費	模擬店で使用する食材や包材は、すべて補助の対象になるか。	使用用途と使用量が明確な場合は、補助の対象となります。提供予定数から算定して、明らかに過剰だと判断される購入分は対象外とします。 提供予定数と実際に提供された数量を確認するため、有料、無料に関わらず模擬店実績表（様式番号44）の提出してください。		3
111	会場設営費	模擬店で使用する燃料としてプロパンガスを購入した。補助の対象となるか。	模擬店で使用した等、使用用途が明確な場合に、使用した分が補助の対象となります。 実績報告時は使用の様子が分かる写真を提出してください。		3
112	会場設営費	会場設営で使用する資材の運搬にレンタカー及びガソリン代がかかった。補助の対象となるか。	必要な経費であれば対象となります。領収書等のほか、レンタカーを借り上げた期間や満タン返しのガソリン代等がわかる書類を提出してください。 また、車両にかかる経費も含め運搬を知人等に依頼した場合は、全て含めた謝礼として計上してください。		
113	会場設営費	会場の警備を委託した場合の委託料は、補助の対象となるか。	イベント実施期間に限り警備委託料は対象です。領収書のほか委託内容がわかる書類（警備日報等）、警備している様子がわかる写真を、提出してください。		

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
114	会場設営費	イベント内で、ワークショップを開催したい。委託はせずに商店会で運営するが、開催経費は補助の対象となるか。	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員やワークショップ内容を事前周知してください。 ・残数は原則対象外となりますが、模擬店に準じて扱います。 ・ワークショップ内で配布した資料等、企画内容がわかる書類と、開催の様子がわかる写真を提出してください。 <p>【有料開催の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する材料・食材や机・椅子のレンタル代等は、会場設営費に計上してください。 ・参加料は収益として扱い、売上証明書をご提出ください。 <p>【無料開催の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する材料・食材が数量の算定が可能な材料を仕入れる場合は記念品購入費へ計上し、残った材料等は対象外となります。 ・使用する材料・食材が数量の算定が困難な場合は会場設営費へ計上してください。参加人数からみて余剰とみなされる分は対象外となります。 ・景表法の順守をお願いします（無料の場合200円以内等）。 ・受払簿をご提出ください。 		
115	会場設営費	イベント内で、ワークショップを無料開催したい。委託をして運営するが、開催経費は補助の対象となるか。	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託費用は会場設営費に計上してください。 ・委託先が生業かご確認ください。 ・委託事業者が用意した材料・食材のうち、残数は原則対象外となりますが、模擬店に準じて扱います。 ・定員やワークショップ内容を事前周知してください。 ・ワークショップごとに領収書と、内訳の分かる請求書等をご提出ください。 <p>【有料開催の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益として扱い、売上証明書をご提出ください。 <p>【無料開催の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景表法の順守をお願いします（無料の場合200円以内等）。 ・受払簿をご提出ください。 		
116	会場設営費	イベント会場に設置するブース看板や抽選会の出玉表を製作した。これらは会場設営費用に計上してよいか。	会場内に設置する案内板や掲示物は、会場設営費に計上してください。これらは周知物とは用途が異なるため、イベント事業名や商店会正式名称の記載は問いません。		
117	会場設営費	当日の悪天候により盆踊り大会を全て中止（または一部中止）したが、事前にかかった費用は補助の対象となるか。	原則として使用実績のないものにかかる経費は補助対象となりませんが、例外として、天災地変の発生によりやむを得ず事業を中止した場合は、一部の経費が補助対象となります。天災地変に該当するかどうか等、詳細につきましては、産業振興課へご相談ください。		21
118	景品購入費	景品購入費を計上するにあたって、領収書とは別に必要な資料はあるか。	領収書とは別に以下の資料をご提出ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・景品・記念品受払簿 ・景品払出簿（5,000円以上の景品の場合、景品1点ごとに当選日時、景品名を商店会が記録） ・景品チェックシート ・写真（各等級の景品を準備した様子、各等級の景品をお渡ししている様子） 		
119	景品購入費	売出しの最終日に抽選会を開催します。用意した景品は補助の対象になるか。	景品1つあたりの上限2万円まで、景品総額90万円(共催の場合は180万円)までが対象です。 こども応援事業では景品1つあたりの上限は1万円まで、景品総額10万円までが対象です。 地域連携型商店会事では景品1つあたりの上限は1万円まで、景品総額は90万円までが対象です。		9~11

番号	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
120	景品購入費	補助の対象となる景品はあるか。	主に対象外となるものは次のとおりです。 ・現金 ・宝くじ ・周知がされていないもの ・配布実績が確認できないもの ・プレミアムを付加した商品券等のプレミアム部分		9~11
121	景品購入費	単価3万円の自転車を景品にした。補助の対象となるか。	景品1つあたりの単価上限2万円までが対象となります。上限を超過する1万円分は対象外です。		9~11
122	景品購入費	景品として、商店会の店舗とイベント当日に模擬店等で使用できる商店会の商品券(金券)を景品に用意した。経費は対象となるか。	商品券（金券）の制作にかかる経費や、商店会の店舗やイベント当日の模擬店で使用された実績を換金簿等で提出された場合は、補助の対象です。模擬店とは、基本的には、イベントのために商店会が主催した模擬店となります。 イベントに合わせて店舗等が実施する模擬店で使用された場合、模擬店エリア全体で使用できる金券の場合など、イベント全体として共通にかかる経費とみなせる場合には補助の対象となります。 なお、模擬店の収益は補助対象経費から差し引きます。		
123	景品購入費	景品として、イベント当日に会員店舗が実施する模擬店で使用できるプレミアム付き商品券(金券)を景品に用意した。経費は対象となるか。	個店模擬店で使用できるプレミアム付き商品券（金券）について、以下の場合は補助対象とします。 ・イベント時の模擬店以外で使用できること（商店会商品券として使用できないこと）。 ・個店模擬店がイベントの構成要素になっていること。 ・収益計上されること。 対象となる経費は、換金経費（販売単価×換金枚数、プレミアム分は対象外）と印刷経費（残部は対象外）となります。		
124	景品購入費	アミューズメント施設のチケットを景品に用意した。経費は対象となるか。	販売元（アミューズメント施設）の規約等で他人への譲渡が禁止されている場合は補助の対象となりません。経費計上する場合は、販売元の規約等で譲渡制限がされていないことがわかる資料をご提出ください。		10
125	景品購入費	商品券(金券)を換金した場合、必要な提出書類は何か。	次のいずれかの書類を提出してください。 ①商品券(金券)を換金した際に、店舗が発行する領収書。複数枚ある場合は集計表を添付。 ②個店ごとに署名、捺印、換金した商品券(金券)の枚数、換金額を記載した換金簿 ※1回あたりの換金額が5万円以上の場合は収入印紙が必要です。		10
126	景品購入費	景品は出玉表を作成し当日会場に掲示しましたが、イベントを告知するポスターやチラシには記載しなかった。	チラシやポスター等に掲載し不特定多数に向けた事前周知が必要です。やむを得ず事前に周知が出来なかった場合は、当日会場にて周知し、周知したことがわかる写真や出玉表等を提出してください。 会員制SNS（X、Instagram、Threads）などでの周知は、不特定多数に向けた周知といい難いため、周知で活用される際はご注意ください。		6、12
127	景品購入費	事前周知する内容は何ですか。	等級、景品の内容、景品本数を周知してください。		6、12
128	景品購入費	抽選会の景品を用意したが、事前周知及び当日に周知しなかった。	周知されていない景品・記念品は対象外です。		6、12

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
129	景品購入費	景品を「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合は、補助の対象となるか。	<p>景品は特定行為の優劣等により提供するもの（抽選会やbingo等）であり、射幸心を煽り参加者を募るために、おのずと景品の等級に差をつけざるを得ません。よって、景品購入費にかぎり、次の要件を全て満たす場合のみ、具体的な個数の表記ではなく、「もれなく」や「全員に」も可とします。</p> <p>①「もれなく」や「全員に」の表記が末等に限られていること。 ②他の等級全ては個数の周知がされていること。 ③周知物等に記載のくじの総数から、末等を含めた景品配布総数を来街者が把握できること。</p>		6、12
130	景品購入費	景品の特等「お菓子1年分」とポスターに周知した。実際は、365個の袋菓子を進呈した。この場合、個数の周知は「1年分」という記載で問題ないか。	<p>景品及び記念品は、品名と数量を原則ポスター等で事前に周知することが必要です。</p> <p>実際は365個の景品を購入し、ポスターの周知は「1年分」と記載することは、社会通念上1年分は365個と説明がつくことから問題ありません。</p>		
131	景品購入費	受払簿とは何か。	<p>景品・記念品の配付実績等を記載するものです。景品や記念品を配布した場合は、必ず景品・記念品受払簿を作成し、原本を提出してください。様式番号37（同じ項目が盛り込まれていれば、任意の様式可）を使用して作成してください。</p>		10、12
132	景品購入費	景品払出簿とは何か。	<p>5,000円相当以上の景品を払い出す場合は、景品1点ごとに当選日時、景品名を商店会が記録してください。</p> <p>景品の金額・本数にかかわらず、各等級ごとに抽選の様子や景品を当選者にお渡しした様子が分かる写真をご提出ください。</p>		10、12
133	景品購入費	当選者が出なかった景品が残った。補助の対象となるか。	<p>当選者が出す残った景品は対象外です。受払簿に受数（準備数）、払数（当選者数）、残数を記入いただき、残数分を対象外とします。</p>		10、12
134	景品購入費	夏祭りで、1枚100円のbingoカードを販売し、はずれなしのbingo大会を実施する。このルールに問題はないか。	<p>抽選券やbingoカードを販売することは富くじに当たらないか確認が必要です。富くじとは、番号札や券を販売し、当選者だけが利益を得られるものです。</p> <p>刑法187条では、富くじの販売は禁止されており、有料くじを販売し、落選者が財産を失うこと（くじを購入した分の金銭を失う）が抵触の要件です。</p> <p>なお、販売したとしても、はずれなし、且つ、景品の最低価格がくじの販売価格以上であれば、購入者が財産を失うことにはならないため富くじとは見做しません。この場合、bingo当選者へ進呈する品物は景品購入費へ計上し、受払簿を提出してください。bingoカードの売上は収益として報告してください。</p>		
135	景品購入費	抽選会の景品で、商店会の店舗で使用できる「20%OFF券」を用意した。補助の対象になるか。	<p>対象外です。景品として金額の定めが無い割引券を発行することは「商品券等の特典又は割引を付加する事業」に該当するため、印刷経費や割引相当額分は対象となります。</p>		
136	景品購入費	抽選会の景品で、商店会の店舗で使用できる「500円割引券」を用意した。補助の対象になるか。	<p>「500円割引券」は「500円商品券」と同じことなので「500円割引券」の制作費用及び換金相当分は対象となります。景品購入費へ計上し、受払簿及び換金簿を提出してください。</p>		

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
137	景品購入費	スタンプラリーを行い、達成者には商店会の店舗で使用できる食事券を進呈した。補助の対象となるか。	スタンプラリーの台紙やお食事券の製作費は周知費へ計上してください。お食事券の費用は食事券の進呈方法によって計上費目が異なりますのでご注意ください。いずれにせよ、受払簿を提出が必要となります。 スタンプラリー達成後、抽選等による懸賞が発生する場合は景品購入費へ計上してください。共同懸賞の場合は懸賞回数や期間にご注意ください。 スタンプラリー達成後、無条件に進呈する場合は記念品費に計上してください。		9~13
138	景品購入費	抽選会の景品に日用品の詰め合わせを用意した。洗剤とごみ袋や石鹼とラップといったように、詰め合わせの内容が様々であってもよいか。	詰め合わせの内容について、いくつかのパターンがあることは構いません。その場合、全てのパターンがわかる写真を提出してください。写真から確認ができないものは対象外となる可能性がありますのでご注意ください。		11、13
139	景品購入費	商店会のポイントカードがある。満点のカード1枚で、抽選会に1回参加できるルールを作った。この場合、どのような実績報告が必要となるか。	商店会独自のポイントカード事業にかかる経費は対象外です。ただし、次の3点をすべて満たすことを条件に、満点カードを活用した景品購入費に限り対象とします。 ①商店会のポイントカード事業の会計報告が適正になされていること。 ②ポイントカードを所有しない者も含め、誰もが参加できる抽選会を実施していること。 ③満点カードでの参加者について、カードが満点になったら本来使用できる金額相当を、商店会の収益として報告すること。 (例えば、カードが満点になると商店会で500円相当のお買物に使用できる場合、満点カードでの抽選会参加者が5人いれば、500円×5人=2,500円が収益額として報告が必要です。)		18
140	景品購入費	売出し期間中に会員店舗で「お菓子交換券」を配布し、夏祭り当日の模擬店に交換券を持参した方にお菓子と交換した。補助の対象となるか。	補助対象となります。「お菓子交換券」の製作費は、周知費に計上してください。お菓子の購入費は、記念品購入費へ計上してください。記念品にあたるため、事前周知(配布する品名及び数量)と受払簿の提出が必要です。		3
141	記念品購入費	記念品購入費を計上するにあたって、領収書とは別に必要な資料はあるか。	領収書とは別に以下の資料をご提出ください。 ・景品・記念品受払簿 ・記念品チェックシート ・写真(記念品を準備した様子、記念品をお渡ししている様子) なお、記念品購入費全体の補助対象経費上限額は50万円となります。(共催の場合は100万円)		
142	記念品購入費	先着200名にうちわを無料配布したが、ポスター等で配布することを周知しなかった。補助の対象になるか。	チラシやポスター等に掲載し事前周知が必要です。やむを得ず事前に周知が出来なかつた場合は、当日会場にて周知し、周知したことがわかる写真等を提出してください。		12
143	記念品購入費	来街者にお菓子を無料配布したが、ポスターには個数を周知せず、「もれなく」と記載した。	記念品の場合は、明確な個数の周知が必要です。景品の末等のように「もれなく」や「全員に」だけでは周知したことにならず、補助対象外となります。		
144	記念品購入費	模擬店用に購入したおもちゃが余ったので、イベント会場で子ども達へ配った。記念品として補助の対象となるか。	記念品は、不特定多数の者にあらかじめ周知しているものが対象となります。余ったおもちゃを配布しても記念品とは見なせません。		

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
145	記念品購入費	記念品の配布実績の確認は必要か。	「使用実績のあるもの」を補助対象と規定していることから、必要です。 配布実績を受払簿で確認します。準備数、払数、残数等を記入し、原本を提出してください。残数（余った分）は対象外となります。		
146	記念品購入費	商店会のポイントカードがある。満点のカード1枚をイベント会場に持参すると、先着50名に洗剤詰め合わせと交換できる。記念品として補助の対象となるか。	景品とは異なり、ポイントカードと引き換えた物品は記念品として見なせません。対象外です。		
147	景品表示法 <景品・記念品共通>	景品表示法とは何か。	景品表示法は、一般消費者の利益の保護を目的として制定された法律です。正式名称は「不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）」といいます。		
148	景品表示法 <景品・記念品共通>	景品表示法の定めている景品類とは何か。	景品類とは、顧客を誘引する手段として、商品やサービスに付隨して提供する粗品・おまけ・賞品・金銭等のことをいいます。 値引きやアフターサービスは該当しません。		
149	景品表示法 <景品・記念品共通>	景品類に規定されていることは何か。	過大な景品類の提供を防ぐために景品・記念品の総額や単価の最高額を制限しています。 違反した場合、法の規定では国の措置命令を経て、これに従わない場合は罰則（罰金・懲役）が科されます。		
150	景品表示法 <景品・記念品共通>	景品類の価額とは何か。	景品や記念品とするものが市販されているときの通常購入価格をいいます。仕入価格とは異なります。		
151	景品表示法 <景品・記念品共通>	取引価額を考えるときは税込みか。	消費税込みで考えます。		
152	景品表示法 <景品・記念品共通>	景品類の価額を算定するにあたり、インターネット上のショッピングサイトでの販売価格を参考にしたい。	景品類（景品・記念品）の価額は、通常購入するときの価格により算定します。よって、インターネット上のショッピングサイトが購入する手段として通常なのであれば、インターネット上の販売価格を参考とすることができます。また、販売が終了している等、販売の実態がない場合は参考とすることができません。		
153	景品表示法 <景品・記念品共通>	スタンプラリー達成者に提供する品は景品か、記念品か。	受渡し方法によって異なります。判断に迷う場合は区へご相談ください。 ①景品となる場合 スタンプラリー達成者が、抽選等による偶然性や、特定行為等による優劣（じゃんけんの勝敗やクイズの正誤など）によって価格差のある景品がもらえる場合。 ②記念品となる場合 スタンプラリー達成者が先着順や、複数の記念品の中から選んでもらえる場合。		
154	景品表示法 <景品>	抽選会の景品は、景品表示法上の何に該当するか。	景品類のうち「懸賞」に該当します。懸賞とは、抽選やじゃんけん等の偶然性、クイズ等の回答正誤、作品などの優劣の方法によって景品類を提供する相手を定めることや、提供する景品類の価額を定めることをいいます。 ※価額とは、景品とするものが市販されているときの通常購入価格をいいます。つまり、仕入価格とは異なります。		

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
155	景品表示法<景品>	懸賞には種類があるか。	懸賞には「共同懸賞」と「一般懸賞」があります。定められた制約が異なります。		
156	景品表示法<景品>	「共同懸賞」とは何か。	「共同懸賞」とは、原則として、振興組合または会員数30以上の協同組合及び任意会に適用され、景品の総額は懸賞に係る売上総額の3%以内、景品最高額は30万円と定められています。また、共同懸賞の実施は自主開催も含めて、年間3回かつ年間70日以内と定められています。		
157	景品表示法<景品>	「一般懸賞」とは何か。	「一般懸賞」とは、原則として、会員数30未満の協同組合及び任意会に適用され、景品の総額は懸賞に係る売上総額の2%以内、景品最高額は取引価額の20倍（取引価額5,000円未満の場合）又は10万円（取引価額5,000円以上）と定められています。		
158	景品表示法<景品>	会員数が100店舗の任意会が、30日間の売り出しを実施するにあたり、特等から末等まで30本の景品を、総額50万円かけて用意した。景品表示法を遵守しているといえるか。	振興組合又は会員数30以上の協同組合及び任意会は、景品にかかる売上予定総額の3%以内と定められています。 例えば、会員100店舗が売出しを30日間実施し、抽選会で特等から末等まで総額50万円の景品を用意したとします。 景品にかかる売上予定総額とは、売出し期間中である30日間に100店舗が売り上げる予定の総額を意味します。仮に1店舗あたり1日に3万円売り上げると、売上予定総額は9,000万円となります。景品の総額はこの3%以内となるため景品総額の上限は270万円となります。 よって、総額50万円の景品を用意することは問題ありません。		
159	景品表示法<景品>	会員数が25店舗の任意会が、15日間の売り出しを実施するにあたり、特等から末等まで10本の景品を、総額30万円かけて用意した。景品表示法を遵守しているといえるか。	会員数30未満の任意会は、景品にかかる売上予定総額の2%以内と定められています。 例えば、会員25店舗が売出しを15日間実施し、抽選会で特等から末等まで総額30万円の景品を用意したとします。 景品にかかる売上予定総額とは、売出し期間中である15日間に25店舗が売り上げる予定の総額を意味します。仮に1店舗あたり1日に3万円売り上げると、売上予定総額は1,125万円となります。景品の総額はこの2%以内となるため景品総額の上限は22.5万円となります。よって、総額30万円の景品を用意することは問題となる可能性があります。		
160	景品表示法<景品>	売上予定総額はどのように算定すべきか。	例えば、前年の同時期の販売実績や同様の売り出しを実施した際の販売実績等を参考として、合理的に算定してください。合理的に算定しているのでれば、結果的に、実際の売上総額が売上予定総額を下回り、景品の総額が売上総額の2ないし3%を超えたとしても、直ちに問題にはなりません。		
161	景品表示法<景品>	商品の購入に関わらず参加できる抽選会を実施しました。提供できる景品の最高額・総額はいくらくか。	商品やサービスの購入を条件としない場合の取引価額は、原則100円となります。例えば、「一般懸賞」として、景品最高額は取引価額の20倍（上限10万円）と定められているため、100円の20倍である2,000円となります。総額は、売上予定総額の2%以内となります。「共同懸賞」の場合、取引価額に関わらず30万円が限度となります。補助対象経費の上限額は2万円なのでご注意ください。総額は売上予定総額の3%以内となります。		

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
162	景品表示法 <景品>	ウェブサイトや郵便等による商品の購入に際し、先着順で〇名様にノベルティを提供する。これは景品と記念品のどちらにあたるか。	先着順で提供することは、原則、記念品（総付景品）に該当します。ただし、ウェブサイト、電話、FAX、郵便等による申し込みで購入し、購入者が申込時点で先着〇名以内に順列しているのか知ることができないのであれば、偶然性によって景品類の相手方が決定されることに等しいと考えられ、景品（共同あるいは一般懸賞）とみなされることがあります。		
163	景品表示法 <記念品>	記念品にかける費用に限度があるか。	記念品（総付景品）の最高額は、取引価額により規定が異なります。 取引価額〇円～1,000円・・税込200円以内 取引価額1,000円以上・・取引価額の2/10以内（税含） 取引価額とは、記念品とするものが市販されているときの通常購入価格をいいます。仕入価格とは異なります。		
164	景品表示法 <記念品>	盆踊り大会で無料のうちわを配布する。制作には1本あたり150円かかった。景品表示法上問題ないか。	来街者全員や先着〇名、あるいは、商店会で〇円以上お買い上げの方にプレゼントする場合は、景品表示法上、景品類のうち記念品（総付景品）にあたります。 盆踊り大会に来場すればもらえるのであれば、取引価額が1,000円未満に該当しますので、記念品の最高額は税込200円となります。		
165	景品表示法 <記念品>	売出し期間中に、会員店舗で2,000円お買い上げの方全員に200円相当の粗品を進呈する。景品表示法上問題ないか。	取引価額が1,000円以上の場合、記念品（総付景品）は取引価額の2/10以内まで可能です。2,000円お買い上げの方に200円相当の粗品を進呈することは問題ありません。		
166	景品表示法 <記念品>	商店会でお買物するしないに関わらず、来街者全員にキャンディを配布した。景品表示法上問題ないか。	商品やサービスの購入を条件としない場合の取引価額は、原則100円となります。よって、税込200円以内の記念品を配布することが可能です。キャンディの取引価額が200円以内なのであれば問題ありません。なお、キャンディの取引価額とは、仕入価格ではなく、通常購入するときの価格を意味します。		
167	景品表示法 <記念品>	商店会で10,000円以上お買い上げの方全員に1,000円のキャッシュバックを行う。この場合、景品表示法の規制を受けるのか。	キャッシュバックなどの方法により支払った代金の割戻しを行なうことは、値引と認められる経済上の利益に該当し景品類の規制の適用対象となりません。ただし、懸賞によりキャッシュバックを行う場合、割り戻した金銭の用途を制限する場合や、同一企画において景品類の提供を行う場合は規制の対象となります。 なお、現金の提供は補助対象外となりますのでご注意ください。		
168	景品表示法 <記念品>	商店会でフリーペーパーを発行し、会員店舗で使用可能な10%割引券を付けた。このフリーペーパーを街頭で配布した場合に景品類の規制を受けるか。	フリーペーパーの発行元が景品類の規制を受けることはありません。ただし、割引券を利用した顧客と店舗間の取引において景品類が提供されることとなるため、規制の対象となります。複数の会員店舗で使用できる10%割引券は、記念品（総付景品）に該当します。そのため、取引価額に応じて、10%割引券の使用可能ルールを定めてください。 なお、補助事業上、景品として割引券を発行した場合、補助対象とはなりませんのでご注意ください。		

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
169	景品表示法 <記念品>	商店会で2,000円以上お買い上げの方全員に、次回買い物で利用できる500円引券を配布する。この割引券は記念品に該当するか。	自店・他店共通の割引券は景品表示法上の景品類に該当しますが、正常な商習慣に照らして、記念品（総付景品）の規制は適用されません。したがって、500円は取引価額2,000円の1/4であり、2/10を超えていませんが、適当と認められるものは問題となりません。 ただし、500円割引券ではなく、特定の商品やサービスと引き換える券（ドリンク無料券、ケーキ1個引換券）や他店でのみ使用できる割引券（商店会が図書券を提供する等）は、総付景品の規制を受けます。 また、500円割引券を景品（共同または一般懸賞）として提供する場合は、懸賞の規制が適用されます。景品と記念品では規制が異なりますのでご注意ください。		
170	景品表示法 <記念品>	商店会で2,000円以上お買い上げの方全員に、次回買物で利用できる20%割引券を配布する。この割引券は記念品に該当するか。	〇円割引券のように割引金額が一定の場合とは異なり、20%割引のように購入金額によって割引金額が異なる場合は、記念品（総付景品）の規制が適用されます。したがって、20%割引券を記念品として配布する場合には、取引価額によって最高額が規制されます。2,000円以上の取引の場合は、その2/10以内となるため20%割引券に割引上限400円を設ける場合は問題ありません。 ただ、「20%OFF券」など、金額の定めのない割引券は補助対象となりません。「400円の商品券」であれば補助対象となる場合がありますので、ご検討ください。		
171	出演料	出演者に謝礼を支払った。補助の対象となるか。	謝礼は、1団体につき1日あたりの補助対象上限額は100万円です。必ず、相手方より領収書を受け取り、実績報告時に提出してください。	14	
172	出演料	出演者に謝礼とは別にお弁当や交通費を提供した。補助の対象となるか。	謝礼とは別に提供した物品及び交通費等は対象外です。なお、謝礼（現金・物品問わない）の支払いをしていない出演者に対する交通費は補助対象とします。社会通念上、交通費の範囲とみなせるか総合的に判断します。	14	
173	出演料	出演者にお礼の品を渡した。補助の対象となるか。	物品購入の領収書と受領書の提出があれば対象となります。 謝礼と物品を両方渡した場合、物品は対象外です。	14	
174	出演料	出演者にお弁当を渡した。補助の対象となるか。	謝礼とお弁当を両方渡した場合、お弁当は対象外です。 お弁当と飲料のみを想定しています。 お弁当等の領収書と相手方の受領書があれば対象となります。領収書の欄外に従事人数を明記してください。社会通念上、謝礼の範疇とみなせるか総合的に判断します。	14	
175	出演料	事前打合せや練習日にに対する出演料は補助の対象か。	イベント実施期間外の打合せや練習日にかかる出演料は、対象外です。	14	
176	出演料	振付料や講師料は出演料に計上してよいか。	原則は謝礼とし、その他諸経費へ計上してください。	14	
177	出演料	司会者に支払う謝礼は出演料に計上してよいか。	出演料に計上してください。審査員を招いた場合も出演料としてください。	14	
178	出演料	行政機関へ出演に対する謝礼を支払った。補助の対象となるか。	消防団や警察署等の行政機関に対する謝礼や出演料は、対象外です。	14	
179	出演料	行政機関の有志によるダンスチームに出演してもらい謝礼を支払った。補助の対象となるか。	「行政機関の有志」や「行政機関のサークルに対する謝礼は、行政機関そのものに対する支援ではないため問題ありません。	14	

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
180	出演料	出演者が10団体あり、すべての写真を撮り忘れた。	出演料を計上するためには、出演したことがわかる写真や周知物を提出してください。客観的に出演した事実が確認できない場合は、補助の対象とならない場合があります。		14
181	出演料	個人のパフォーマーに高額な出演依頼をしたが、注意点はあるか。	謝礼は、1団体、個人につき1日あたりの補助対象上限額は100万円です。 個人への支払いの場合、源泉徴収が必要な場合がありますので、管轄の税務署にご確認いただき、必要な事務処理をお願いします。		
182	その他諸経費	パレードの実施にあたり保険に加入した。保険料は対象となるか。	損害、傷害、イベント保険、賠償責任等の保険料は来街者向けのものが補助対象となります。各種特約についても、同様に来街者向けのもののみ対象です。イベント中止保険は対象外です。		16
183	その他諸経費	保険の加入期間に定めはあるか。	イベント実施期間の前後数日（現実的には1～2日）が保険期間に含まれていても、準備・片づけ等に保険が必要といったような合理的な理由があれば、対象とします。		16
184	その他諸経費	保険の被保険者に定めはあるか。	原則、来街者を被保険者とした保険にかかる保険料が対象となります。被保険者が商店会関係者(会員等)のみの場合は対象外です。 ただし、損害賠償保険の様に、来街者が被害者となつた場合に適用される保険は、来街者保護の観点から対象とします。		16
185	その他諸経費	被保険者が厳密に分けられない場合は、対象となるか。	会場にいる全ての人が対象という保険の場合、被保険者の区分けについて、保険の契約上不可分であるといえる場合は、按分等で対象経費を算出するわけではなく、全額補助対象となります。 被保険者数が余りに少ない等、来街者向けと判断できない場合は対象外となる可能性があります。		16
186	その他諸経費	保険料を計上する場合、必要な書類は何か。	保険料がわかる領収書のほか、契約内容がわかる書類（申込書等、特約がある場合は特約の内容もわかるもの）を提出してください。		16
187	その他諸経費	保険料の特約は補助対象となるか。	保険と同様に来街者向けの特約について補助対象となります。 特約の名称や補償内容は保険によって異なるため、提出された保険約款等と事業内容を確認し総合的に判断します。 以下は例示です。 【対象】 被害者治療負担費用担保特約、飲食物危険補償特約（補助対象経費として飲食の提供費用を計上している場合） 【対象外】 初期対応費用担保特約（事故対応特別費用特約） 訴訟対応費用担保特約 人格権侵害担保特約		16
188	その他諸経費	アルバイトへ支払う賃金は補助の対象となるか。	商店会関係者や行政機関等関係者以外へのアルバイト賃金は対象となります。最低賃金法に定められた最低賃金以上、時給1,500円以下の賃金が補助の対象です。		15
189	その他諸経費	アルバイトの従事内容は、どのような内容が対象となるか。	設営準備や資材の運搬、当日の会場整理や模擬店等の手伝いを想定しています。		15
190	その他諸経費	アルバイト賃金を計上する場合、提出が必要な書類は何か。	相手方から受領した領収書を提出してください。但書には、従事内容、時給単価、従事期間、実働時間、休憩時間を明記してください。また、アルバイトの様子がわかる写真を提出してください。		15

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
191	その他諸経費	アルバイト賃金を多額に支払う場合の注意点は何か。	令和7年1月24日現在、日額9,300円以上の支払いを行う場合、源泉徴収等の税制上の事務処理が必要となります。 詳細は管轄の税務署にお尋ねください。		
192	その他諸経費	アルバイトの従事時間に制限はあるか。	1日で8時間を超えるアルバイトに従事させる場合、36協定の締結または形労働時間制をとる、且つ、割り増し賃金の支払いをする必要がある等、労務上必要な条件があります。 長時間アルバイトを依頼する必要がある際はご注意ください。詳しくは総合労働コーナー等にご相談ください。		
193	その他諸経費	夏祭りのスタッフを商店会会員に依頼し謝礼を支払った。補助の対象となるか。	商店会関係者（事務員、会員、生計を同一にする家族や身内）への謝礼は対象外です。		15
194	その他諸経費	夏祭りのスタッフを商店会会員店舗の従業員に依頼し謝礼を支払った。補助の対象となるか。	従業員の休日に依頼した場合は、対象となります。ただし、休日の場合も、会員店舗の店主による従事命令である場合は対象外です。		15
195	その他諸経費	夏祭りの会場設営に町会に手伝ってもらい謝礼を支払った。補助の対象となるか。	町会や市民消火隊等のボランティア等に対する謝礼は対象です。手伝いの様子がわかる写真と、相手方から受領した領収書を提出してください。		15
196	その他諸経費	行政機関に手伝ってもらい謝礼を支払った。補助の対象となるか。	消防団や警察署等の行政機関に対する謝礼や出演料は、対象外です。なお、お弁当を現物で支給した場合は補助対象となります。物品購入の領収書のほか、物品の受領書（様式番号42、43または任意様式）もご提出ください。		15
197	その他諸経費	アルバイトに賃金ではなく、お弁当を支給した。補助の対象となるか。	物品を支給した場合も対象となります。また、お弁当とお茶等、複数の物品も可能です。物品購入の領収書のほか、物品の受領書（様式番号42、43または任意様式）もご提出ください。		15
198	その他諸経費	アルバイト謝礼のほか、お弁当を支給した。補助の対象となるか。	現金の謝礼のほか、食事代やお弁当、そのほか手土産等の物品を渡した場合は、現金謝礼のみ対象となります。		15
199	その他諸経費	アルバイトへお弁当と物品を謝礼として渡した。補助の対象となるか。	現金謝礼ではなく、物品を複数渡す場合は、合理的な範囲内であればすべてが対象となります。物品の場合は、物品購入の領収書のほか、物品の受領書（様式番号42、43または任意様式）もご提出ください。		15
200	その他諸経費	来街者のケガや病気に備えて看護師等の派遣を依頼した。補助の対象となるか。	相手方から受領した領収書を提出してください。但書には、従事内容、時給単価、従事期間、実働時間、休憩時間、を明記してください。また、業務日誌や従事している様子がわかる写真を提出してください。従事内容がまったく確認できない場合は対象外となります。		
201	その他諸経費	来街者のケガや病気に備えて医薬品を購入した。補助の対象となるか。	使用した分は対象です。使用されなかった場合は、「使用実績のないもの」に当たるため対象外となります。		
202	その他諸経費	会場設営のための資材の運搬を知人に依頼しました。補助の対象となるか。	運搬に対する謝礼としてその他諸経費に計上してください。		15
203	その他諸経費	神社等の祭礼にあわせてイベントを実施した場合の玉串料は補助の対象となるか。	憲法第89条（公金支出の禁止条項）に該当する可能性があるため、対象外となります。		

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
204	その他諸経費	ゴミ処理費用は補助の対象か。	イベントの実施に必要な経費であれば、補助の対象となります。清掃事業者に委託した場合、マニフェスト票のA票及びE票の写しについてご提出ください。排出事業者名が商店会名でない場合や、イベントで排出されるゴミとは言えない排出物があった場合、商店会が排出したごみ処理費用とみなせないため、補助対象外となります。		15
205	その他諸経費	ゴミ処理について、有料ごみ処理券を購入した。購入費用は補助の対象となるか。	大田区の有料ごみ処理券は、10枚セットで販売されていますが、当該イベントと使用したごみ処理券が補助の対象です。10枚のうち当該イベントでの使用が5枚であれば、5枚分のごみ処理券控えの写しをご提出ください。		15
206	その他諸経費	イベント実施の際、近隣住民に対する迷惑料は補助の対象となるか。	儀礼的な経費であり、補助事業に直接必要のない経費であるため対象外です。		
207	その他諸経費	振込手数料は補助の対象か。	対象となります。		3
208	その他諸経費	両替手数料は補助の対象か。	対象外です。		3
209	その他諸経費	コンビニの決済手数料は補助の対象か。	対象となります。領収書のほか、料金表などの手数料がわかる資料をご提出ください。		
210	その他諸経費	道路使用許可手数料は補助の対象か。	対象となります。当該イベントの必要経費であることを許可期間等で確認します。		3
211	その他諸経費	写真代は補助の対象か。	実績報告時には、経費が発生したものは原則全て写真に撮って提出を求めています。この写真的現像代や印刷代、フィルム代、写真撮影にかかる人件費は補助の対象となります。ただし、補助対象経費の上限額は、これらの総額で1万円までとなります。		15
212	その他諸経費	夏祭りでスタッフが着用するユニフォームを制作した。製作費は対象となるか。	対象となります。交付決定を受けた事業名を必ず記載してください。 制作経費の領収書のほか、制作したものを着用した写真等、使用したことがわかるものを提出してください。		16
213	その他諸経費	制作したユニフォームは毎年使いたい。可能か。	次年度以降も同じイベントで使用する場合は、備品台帳に記載し管理してください。購入した年度だけでなく、使用した年度ごとに備品台帳を提出してください。		16
214	その他諸経費	ユニフォームとは具体的にどのようなものをいうか。	Tシャツ、ブルゾン、帽子、エプロン、腕章、ビブス、半纏、法被等を想定しています。 判断に迷う場合は、産業振興課へご相談ください。		16
215	その他諸経費	イベントでスタッフが着用した法被をクリーニングに出した。クリーニング代は対象となるか。	商店会所有の備品にかかるクリーニング代は対象となり、備品台帳の提出が必要です。また、例えば町会から借りた紅白幕を返却前にクリーニングに出すといった場合のクリーニング代も必要な経費であるとし、補助の対象とします。ただし、レンタル料等を別途支払っている場合は、レンタル料の中にクリーニング代が含まれているものとみなされるため、当事者間に別途クリーニングを行ったうえで返却する旨の取り決めが確認できない限り補助対象外となります。		3
216	その他諸経費	来賓へ案内状を送付した。案内状の制作費用は対象となるか。	来賓にかかる経費はすべて対象外です。		
217	その他諸経費	収入印紙代は補助の対象となるか。	印紙税法に基づく税金であるため対象外です。		

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
218	その他諸経費	模擬店にかかる水道使用料は補助の対象となるか。	会員店舗の水道代は対象外です。例えば、近隣住民の水道をお借りした場合は、謝礼とする等して、経費を確認できる書類(領収書等)が提出されたものは対象となりますので、その他諸経費へ計上してください。		
219	その他諸経費	来賓へ手土産を購入した。補助の対象となるか。	儀礼的な経費であり、公費をもって補助することは適当でないため、対象外です。		
220	その他諸経費	視察等で相手方に渡す手土産は、補助の対象となるか。	儀礼的な経費であり、公費をもって補助することは適当でないため、対象外です。		
221	その他諸経費	来賓や地域関係者に対する接待にかかる飲食代は補助の対象となるか。	対象外です。		
222	その他諸経費	商店会関係者の打ち上げ等に係る飲食代は対象となるか。	対象外です。		
223	その他諸経費	有料レジ袋は補助対象となるか。	補助対象の物品を購入した際に持ち帰り用に購入する有料のレジ袋は、補助事業に直接必要のない経費となり、補助対象外となります。		
224	その他諸経費	イベントにおける人流調査は補助対象となるか。	対象となります。 人流データの購入やアンケート調査、人流測定ツールのレンタル等に要する費用を補助対象とします。イベント時の来街者数の把握、イベント時と平常時の来街者比較、分析に活用ください。		
225	その他諸経費	猛暑下のイベントとなった。熱中症対策用品は補助の対象となるか。	猛暑下のイベントは場合によって人命にかかることを鑑み、主に屋外でのイベント補助に携わるアルバイト従事者を対象にした熱中症対策物品の購入を限定的に補助対象とする場合があります。 領収書の欄外に、従事者数及び配付者数を記載してください。 過剰に購入した分や残数は対象外となります。 1人あたり500円を超える配布をする場合は景品・記念品個人別受取簿を準備し、配付した人から署名(名字のみ可)をもらうようにしてください。 【対象】 <ul style="list-style-type: none">・熱中症対策の飲料 経口補水液・水・スポーツドリンク・熱中症対策の食料 塩飴、塩分タブレット 【対象外】 ミスト装置、ネッククーラー、タオルなど コーヒー、お茶などの利尿作用のある飲料 詳しくは産業振興課へご相談ください。		

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
226	収益の報告	売上報告書とは何か。	補助事業の中で収益が生じた場合に報告する書類です。売上証明書（様式番号36）または任意の様式で提出してください。必ず、商店会代表者と会計担当者の署名または記名が必要です。		17、18
227	収益の報告	どのようなものが収益となるか。	以下のようなものが考えられます。 • 模擬店の現金売上 • イベント会場で販売した模擬店券、ゲーム券類 • イベント会場内の一部賃借料、出店料 • 商店会ポイントカード(満点カード)による抽選等への参加 • 協賛金 • 周知物等の広告料		17、18
228	収益の報告	収益事業を実施した場合の売上は報告する必要があるか。	模擬店等の収益事業を実施した場合、その売上は報告してください。補助対象経費より差引きます。		17、18
229	収益の報告	イベントの一環としてフリー マーケットを実施した。出店料は収益と見なされるか。	出店料は収益となります。売上報告書を提出してください。		17、18
230	収益の報告	イベントの一環として空き缶回収を実施し、回収した空き缶は回収事業者へ売却した。	売上は収益となります。売上報告書を提出してください。		17、18
231	収益の報告	模擬店の収益をチャリティとしてボランティア団体に寄付した。売上報告は必要か。	模擬店にかかる経費を計上する場合は、寄付に関わらず収益報告が必要です。収益は総事業費から差し引きます。		17、18
232	収益の報告	協賛金を得た。収益として報告が必要か。	<収益報告が必要な場合> • 会員以外（企業や町会）からの当該事業への協賛金、寄付金、祝い金の類 • 負担金を一律求めていない場合で、会員店舗がその店舗の判断で支払われた協賛金（会員である大型店から50万円の寄付等） <収益報告が不要な場合> • 当該イベントへの協賛ではなく、商店会年間活動への協賛金※領収書但書等で判断します。 • 会員からイベント開催のための負担金を一律の金額を定めて徴収したもの		17、18

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
233	収益の報告	協賛金を受領した領収書に収入印紙の添付は必要か。	領収額に応じた収入印紙が必要となります。		
234	収益の報告	商店会のスタンプカードのスタンプが全てたまつたカード（満点カード）で、抽選に1回参加できる抽選会を実施した。	<p>商店会独自のポイントカード事業は、補助事業とは別事業となることから、スタンプが全て貯まったカード（満点カード）で当補助事業の抽選に参加できる場合は、満点カードで商店会でお買物できる金額相当を収益として報告してください。</p> <p>（例）カードが満点になると商店会で500円相当のお買物に使用できる場合、満点カードでの抽選会参加者が5人いれば、500円×5人＝2,500円が収益となります。</p>		17、18
235	各種法令（医療法等）	医療機関等は商店会へのセールに参加をしても良いか。	<p>医療機関等は非営利性が求められるため、セール参加に対しては制約があります。セールの景品等で医療機関を受診するように誘因することは認められませんのでご注意ください。</p> <p>【NG例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等での受診・来院・利用を条件に抽選券や三脚くじを配布する。 ・医療機関等の医療費明細（レセプト）を持参すると抽選ができる。 		
236	各種法令（医療法等）	商店会が景品を店舗から買い上げる際に、医療機関等から買い上げても良いか。	医療機関は「医業の範囲」で運営することが必要であるところ、商店会から医療機関等へ景品販売を依頼することは当該医療機関の「医業の範囲」とは言いきれないことから、行わないようにしてください。		

< 活活性化事業 >

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店会支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
236	補助対象となる事業	どのような事業が補助の対象か。	<p>以下は代表的な事例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設整備・・・街路灯・アーケード整備、改修、放送用スピーカー設置等 ●IT機能強化・・・HP作成、Eコマース導入、POSシステム導入等 ●顧客利便機能向上・・・タウンモビリティー導入、宅配事業、案内板設置等 ●コミュニティ機能強化 <p>詳しくは、「商店会事業のご案内（資料番号1）」をご覧のうえ、産業振興課までご相談ください。</p>	8、9	22～26

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
237	補助対象となる事業	交付決定を受けた事業の内容を変更することは可能か。	原則、事業内容と趣旨を変更することは認められません。数量や仕様の変更は、変更等承認申請の手続きを経たうえで認められる場合があります。必ず、事象が発生した時点で産業振興課までご相談ください。		
238	補助対象となる事業	交付決定を受けた事業の実施時期を変更することは可能か。	活性化事業については、原則として時期の変更申請は不要です。 大幅に変更となる可能性がある場合は、事前に区へご相談ください。		
239	補助対象となる事業	装飾灯が老朽化し、建替えを検討している。補助の対象となるか。	対象となります。耐用年数10年を満たしていることが条件です。 アーケード（主として金属属性のもの）は耐用年数15年を満たしていることが条件です。 LED電球、根巻補修、再塗装の耐用年数は5年です。	8、9	
240	補助対象となる事業	装飾灯の建替えに、補助上限の定めはあるか。	活性化事業の補助上限額は、1億円（法人商店会）、2,000万円（任意会）です。 また、活性化の中で上限額が異なる事業もあります。詳しくは産業振興課までお問合せください。	8、9	
241	補助対象となる事業	装飾灯1基あたりの補助上限はあるか。	装飾灯（シンボル灯含む）1基あたりの補助上限額は120万円です。		22～26
242	補助対象となる事業	アーチ1基あたりの補助上限はあるか。	アーチ1基あたりの補助上限額は500万円です。		22～26
243	補助対象となる事業	装飾灯の移設は、補助の対象となるか。	移設のみを行う事業は対象外ですが、ある区域内の街路灯全体を建替えする中で、撤去・移設のみを行う街路灯が数本程度（概ね3割程度以下）発生してしまう場合は補助対象となります。 移設のみを行いたい場合は産業振興課へご相談ください。		
244	補助対象となる事業	装飾灯・アーチの塗装は補助対象となるか。	補助対象となります。「改修に準じた修繕」にあたり、原状回復や維持管理の範囲内ですが、例外的に商店会の活性化につながるものとみなし対象です。 施工後の耐用年数は5年です。		
245	補助対象となる事業	装飾灯・アーチに塗装を行う場合、デザインや色の変更是必要ですか。	デザインや色の変更は必要ありません。		
246	補助対象となる事業	装飾灯の根巻補修は、補助の対象となるか。	補助対象となります。「改修に準じた修繕」にあたり、原状回復や維持管理の範囲内ですが、例外的に商店会の活性化につながるものとみなし対象です。 施工後の耐用年数は5年です。		
247	補助対象となる事業	アーケード・アーチの看板の取り換えを検討している。補助の対象となるか。	補助対象となります。ただし、看板自体を大きくしたり文字を見やすくする等、デザインの変更を伴う場合に限り、商店会の活性化につながるものとみなし対象です。 但し、企業広告を導入することを前提とした大規模な電子広告や案内看板の設置等、補助対象の施設そのものを使用し、事業完了により相当の収益が生すると認められるような事業については、補助対象となった初期投資に係る経費を、運営していく中で十分賄うことができ、公益性より私益性が上回るため、補助対象外です。		
248	補助対象となる事業	装飾灯の灯具のみ交換を検討している。補助の対象となるか。	補助対象となります。ただし、デザインの変更を伴う場合に限り、商店会の活性化につながるものとみなし対象です。デザインが変わらないものは認められません。		
249	補助対象となる事業	装飾灯の灯具交換に、電球や自動点滅器の交換もあわせて行いたい。すべて補助の対象となるか。	灯具交換と一体的に実施する場合に限り、対象経費となります。 経常的経費や機能維持のみを目的とする取組みは対象外です。		

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
250	補助対象となる事業	装飾灯の改修等にあわせて、清掃や点検も実施する。すべて補助の対象となるか。	改修等と一体的に実施し、施工内容に関連する場合に限り、対象経費となります。 経常的経費や機能維持のみを目的とする取組みは対象外です。		
251	補助対象となる事業	装飾灯の電球交換のみを行う事業は、補助の対象となるか。	電球交換のみの事業は原則対象外です。 装飾灯の建替え、新設、灯具交換と同時に実施する場合に限り対象となります。 LED電球を交換する際は、東京都政策課題対応型商店会事業で補助できる場合があります。 電球交換のみ行いたい場合は、産業振興課へご相談ください。		
252	補助対象となる事業	装飾灯の新設から10年が経過した。塗装を実施したいが、補助の対象となるか。	装飾灯の耐用年数は10年です。設置から10年が経過した装飾灯の建替え・塗装は、認められます。		
253	補助対象となる事業	アーケードの新設から10年が経過した。塗装を実施したいが、補助の対象となるか。	塗装に限っては、装飾灯と同様10年経過しどのが認められます。ただし、アーケードの耐用年数は15年です。建替えは、設置から15年が経過したもののが認められます。		
254	補助対象となる事業	5年前に塗装をしたが、劣化がひどくもう一度塗装を検討している。	塗装や根巻補修といった「改修に準じた修繕」については、次の「改修に準じた修繕」までの期間は、原則5年間とします。		
255	補助対象となる事業	補助事業にて装飾灯の建替えを実施した。次に実施して良い時期に定めはあるか。	法定耐用年数に応じた財産処分制限が適用されます。法定耐用年数満了前に、建替え等の改修を実施した場合は、補助金の返還が発生する可能性もありますので、ご注意ください。		
256	補助対象となる事業	駐車場・駐輪場の整備事業は、補助の対象となるか。	以下2点が、判断基準となります。 ・駐車場、駐輪場が街区にあるか ・駐車場、駐輪場の利用者が商店会来街者と明確にいえるか 詳しくは、産業振興課へご相談ください。		
257	補助対象となる事業	施設整備等における備品のリースは、対象経費となるか。	リースは賃借期間が長期にわたり、単年度補助事業になじまないため対象外です。		
258	補助対象となる事業	複数年にわたり活性化事業を実施することは認められるか。	複数年連続して、同一内容・同一事業者が行う事業への補助はできません。 ただし、交付申請時に事業計画が明示されている場合は、補助対象となる場合があります。 予め、産業振興課までご相談ください。		
259	補助対象となる事業	防犯カメラの設置は、補助の対象となるか。	活性化事業では補助できません。 防災設備の整備に対する補助金は別にありますので、詳しくは産業振興課へご相談ください。		
260	補助対象となる事業	商店会のホームページ制作を委託します。補助の対象となるか。	対象となります。 耐用年数は5年です。	8~10	
261	補助対象となる事業	ホームページのランニングコストは補助の対象となるか。	ランニングコストや保守にかかる費用は対象外です。	8~10	
262	補助対象となる事業	商店会ホームページの作り替えは、補助の対象か。	新設や作り替えは対象となります。 公開後の耐用年数は5年です。	8~10	
263	補助対象となる事業	商店会ホームページの更新は補助の対象か。	更新のみの事業は活性化事業では対象外です。 商店会戦略的PR事業費補助金の対象となる場合がありますので、産業振興課までご相談ください。	8~10	
264	補助対象となる事業	3年前に商店会ホームページを開設したが、作り替えることを検討している。	開設から5年間を経過している場合は、補助の対象となります。 5年末満のものは認められません。	8~10	

通番	項目	問合せ内容	回答	大田区商店街支援事業の案内	実績報告書作成マニュアル
265	補助対象となる事業	3年前に商店会ホームページを開設した。この度、多言語対応に作り替えることを検討している。	既存の多言語未対応ページに多言語化機能を実装する場合に限り、耐用年数以内でも多言語対応事業を利用することで実施可能です。	10	
266	補助対象となる事業	3年前に多言語対応化した商店会ホームページを、作り替えることを検討している。	既存の多言語未対応ページに多言語化機能を実装する場合に限り、耐用年数以内でも実施可能です。	10	
267	補助対象となる事業	人流調査を行いたいがどうすればよいか。	来街者調査や、人流データ等のビッグデータを活用した調査、人流調査のためのツール導入について補助対象となります。 ツール導入について、詳しくは産業振興課までご相談ください。	8、9	
268	補助対象となる事業	商店会館を建て直すため、段取りや補助対象経費について知りたい。	<p>【段取り】 建築確認申請/既存建物の解体/基礎工事/地上躯体工事/検査など、事業期間が長期となることが想定されるため、遅くとも事業実施の前年度（事業計画書提出時）までに区へご相談をお願いします。</p> <p>【補助対象経費】 主に建物にかかる建築費用が対象となります。 なお、建築確認申請に係る経費は申請日が交付決定日以降の場合に対象となりますので、申請タイミングにご注意ください。</p> <p>【補助対象外経費の例】 <ul style="list-style-type: none"> ・既存商店会館の解体費用 ・新規会館建設前の土地の地盤改良工事 ・新規会館内の備品購入費 </p> <p>詳細は産業振興課までご相談ください。</p>		
269	各種法令 (産業廃棄物処理法)	工事の実施にあたり産業廃棄物が出た。補助金計上にあたっての注意点はなにか。	産業廃棄物処理を業者に委託した場合、マニフェスト票のA票及びE票の写しの提出が必要です。いずれの帳票も法令で排出事業者（商店会）での保管が必要なものです。 排出事業者名が商店会名でない場合、商店会が排出したごみ処理費用とみなせないため、補助対象外となります。		
270	各種法令 (道路交通法)	工事の実施にあたり道路を使用した。注意点はなにか。	工事の実施にあたり公道（国道・都道・区道）で作業を行う場合は、原則、道路使用許可が必要となります。 道路に作業車両・物品・仮囲い等を留置する場合は、道路占用許可も必要となる場合があります。 必要な許可を得ていない場合、補助対象外となる可能性がありますのでご注意ください。		